

品質管理委員会運営細則

制 定 平成11年1月19日
最終変更 2020年6月5日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第77条第8項及び第83条の規定に基づき、品質管理レビュー（会則第77条第2項の品質管理レビューをいう。以下同じ。）の内容、対象その他品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会（以下「委員会」という。）の職務及び組織に関し必要な事項について定めるものとする。

第2章 品質管理委員会

(品質管理レビューの方法)

第2条 品質管理レビューは、監査事務所（会則第77条第1項の監査事務所をいう。以下同じ。）に対する往査、聴取又は書面を通じて照会することにより実施する。

(通常レビューの実施対象となる監査事務所)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者と監査契約（会則第77条第4項の監査契約をいう。以下同じ。）を締結している監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）に対し、通常レビュー（会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。）を実施する。

- (1) 会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。）
- (2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第9条各号のいずれかに該当する者を除く。）
- (3) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (4) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- (5) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社
- (6) 農林中央金庫
- (7) 全国を地区とする信用金庫連合会
- (8) 全国を地区とする信用協同組合連合会
- (9) 全国を地区とする労働金庫連合会
- (10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- (11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (12) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人
- (13) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第38条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫（最終事業年度における預金及び定期積金の総額（以下「預金等総額」という。）が1,000億円に達しない信用金庫を除く。）
- (14) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合（最終事業年度における預

金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。)

(15) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。)

2 委員会は、上場会社監査事務所登録細則第5条第2号に定める会社の監査を行っている監査事務所であつて、会則第89条第3項に定める品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された監査事務所に対して、通常レビュー対象監査事務所に準じ、通常レビューを実施する。

3 委員会は、前2項の通常レビューの実施に当たり、監査業務の選定基準を定める。

(通常レビューの頻度に関する特則)

第4条 委員会は、会則第77条第5項の規定にかかわらず、公認会計士法(昭和23年法律第103号。以下「法」という。)第24条の3第1項ただし書に基づく承認を得た監査事務所に対し、当該承認を受けた会計期間ごとに通常レビューを実施する。

(改善状況の確認)

第5条 品質管理レビューにおいて改善を勧告された監査事務所は、当該品質管理レビューを受けた年度(4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。以下「レビュー実施年度」という。)の翌レビュー実施年度内の委員会が指定する期日までに、委員会に、改善状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 委員会は、提出された報告書を確認し、改善が認められないと判断した場合その他委員会が必要と認めた場合は、改善状況の確認を行い、その結果を前項の監査事務所に通知する。

(品質管理レビュー報告書等の第三者への非開示)

第6条 品質管理レビューの対象となる監査事務所(以下「品質管理レビュー対象監査事務所」という。)は、次の各号に掲げる書類(翻訳されたものを含み、以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示してはならない。

(1) 品質管理レビュー報告書(品質管理レビューの実施結果を記載した文書をいう。以下同じ。)

(2) 改善勧告書(品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの改善が必要な事項について記載した文書をいう。以下同じ。)

(3) 改善計画書(改善勧告書において指摘された極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施し又は実施を予定する改善措置について記載した文書をいう。)

(4) 確認結果報告書(前条第2項の改善状況の確認結果を記載した文書をいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、品質管理レビュー対象監査事務所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品質管理レビュー報告書等を第三者に開示することができる。

(1) 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。

(2) 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。

(3) 委員会が相当の理由があると認めたとき。

(品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示)

第7条 品質管理レビュー対象監査事務所は、職業的専門家としての基準等による場合のほか、当該品質管理レビュー対象監査事務所が品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を説明するために、本条で定めるところにより、品質管理レビュー結果の概要(以下「結果概要」という。)及び品質管理レビューの実施の有無を第三者に開示することができる。

2 結果概要の開示は、次に掲げる事項を開示することにより行うものとする。ただし、自己に不利益な記載を省略するなど記載内容の選別を行ってはならない。

(1) 対象となる品質管理レビュー報告書等に係る次に掲げる事項

ア 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の交付日付

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、直近の確認結果報告書の交付日付

(2) 前号の品質管理レビュー報告書等の内容及び対応状況に係る次に掲げる事項

ア 品質管理レビューの実施結果及び当該結果に基づく措置

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、改善状況の確認結果及び当該結果に基づく措置

ウ 品質管理レビューの実施結果において極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無及び当該事項があった場合は、当該内容の要約及び監査事務所の対応状況

3 結果概要の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に行うものとし、結果概要の開示より前に品質管理レビュー実施の有無に関する情報を開示してはならない。

(1) 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書 正本の受領日

(2) 確認結果報告書 正本の受領日

4 品質管理レビュー対象監査事務所は、結果概要の開示に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査事務所が作成する監査品質に関する報告書等により開示を行うこと。

(2) 品質管理レビューの結果を第三者が正確に理解できるように、品質管理レビュー制度の概要を記載すること。

(品質管理実施状況の報告)

第8条 委員会は、毎年9月30日（以下「基準日」という。）現在における通常レビュー対象監査事務所に対し、当該通常レビュー対象監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用の状況（以下「品質管理実施状況」という。）を確認するための報告（以下「実施状況報告」という。）を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、基準日の属する通常レビューの実施年度から起算した直近5年度のいずれかの年度において、通常レビューを受けた監査事務所を、実施状況報告の対象から除外することができる。

3 実施状況報告の対象期間は、基準日の前年の10月1日から基準日までの1年間とする。

4 第1項の規定により実施状況報告を求められた通常レビュー対象監査事務所は、基準日の属する年の12月31日までに、委員会に対し、委員会が別に定める様式により実施状況報告を行わなければならない。

5 委員会は、実施状況報告の内容を確認し、必要と認めるときは、第25条に規定するレビューチームに通常レビュー対象監査事務所における調査その他の手続の実施を指示することができる。

(品質管理実施状況の調査)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、品質管理レビュー対象監査事務所の品質管理実施状況を調査することができる。

2 委員会は、前項の調査を行った場合において、必要と認めるときは、当該調査の結果に関する報告書を当該品質管理レビュー対象監査事務所に交付することができる。

(措置の判断基準等)

第10条 委員会は、品質管理レビュー対象監査事務所が次の各号のいずれかに該当した場合は、会則第78条第3号に規定する監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告（次項において「辞退勧告」という。）を決定する。

(1) 正当な理由なく品質管理レビュー又は改善状況の確認を拒否した場合

(2) 品質管理レビューの実施又は改善状況の確認に協力しなかった場合

2 委員会は、品質管理レビューの指摘事項（以下「指摘事項」という。）及び品質管理レビューの実施回数（以下「実施回数」という。）に応じ、品質管理レビュー対象監査事務所に対し、それぞれ次の表に定める措置（会則第78条各号に規定する措置をいい、次項及び第4項において「措置」という。）を決定する。

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告

重要な不備事項	嚴重注意	辞退勧告	辞退勧告
不備事項		注意	嚴重注意

- 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、品質管理レビュー対象監査事務所の規模、上場会社監査の有無、実施回数、過年度のレビュー結果などの個別事情に応じて、前項で規定する措置よりも軽減した措置を決定することができる。
- (1) 1回目の指摘事項が極めて重要な不備事項又は重要な不備事項である場合
 - (2) 1回目及び2回目の指摘事項が連続して重要な不備事項である場合
 - (3) その他委員会が適当と認めた場合
- 4 委員会は、前回以前の指摘事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたときは、当該不備事項を重要な不備事項とみなし、第2項の措置を決定することができる。

第3章 委員会の職務及び組織

第1節 委員会の運営

(任期)

第11条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は3年とし、会則第152条第3項の規定による報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 欠員の補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第12条 委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事進行)

第13条 委員会の議事は、委員長又は委員長が指名する委員が進行する。

(委員会の議決)

第14条 委員会は、委員（第17条に規定する利害関係がある委員を除く。）の過半数の出席がなければ審議することができない。

2 委員会の議決は、出席委員（前項の利害関係のある委員を除く。）の過半数をもってする。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項を議決する場合は、会則第81条第3項の規定により委嘱された委員のうち1人以上が出席しなければならない。

- (1) 会則第78条各号に定める措置の決定
- (2) 会則第87条第2項、第88条第2項及び第89条第2項の規定に基づく登録を認めない決定
- (3) 会則第92条に規定する措置の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(委員会の議事録)

第15条 委員会の議事録は、委員会の開催の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 委員会の開催日時及び場所
- (2) 委員会の出席者及び利害関係者に関する事項
- (3) 議事の経過及び結果

(委員会への参考人の出席)

第16条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(利害関係)

第17条 会則第82条において準用する会則第65条に規定する委員の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 委員又は委員の2親等内の親族が、会則第87条第2項、第88条第2項若しくは第89条第

2 項の登録の可否、会則第92条第1項若しくは第94条第1項の登録の取消し、又は会則第87条第4項、第92条第3項若しくは第93条の開示の対象となる監査事務所であるとき。

(2) 委員が審議事項の審査に当たり、その公正性を疑われる事情があると委員会が認めるとき。

2 委員は、審議事項の審査について、その公正性を疑われるおそれがあると思料するときは、委員会の承認を経て当該審査を回避することができる。この場合において、当該審査を回避した委員は、前項に規定する利害関係のある委員とみなす。

3 委員長が第1項に規定する利害関係を有する場合（前項の規定により利害関係がある委員とみなされる場合を含む。）は、あらかじめ委員会で定めた者がその職務を代行する。

（品質管理レビューに関する基準及び手続の立案）

第18条 会則第80条第2項第2号に規定する品質管理レビューに関する基準は、委員会が理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。

2 会則第80条第2項第2号に規定する品質管理レビューに関する手続は、委員会が、常務理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。

第2節 審査部会等

（審査部会の設置）

第19条 委員会に、品質管理審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

2 審査部会は、次の事項に関する審査を行い、その結果を委員会に報告することを職務とする。

(1) 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(2) 会則第87条第2項、第88条第2項及び第89条第2項に規定する登録の可否

3 委員会は、前項に規定する審査事項に応じて、必要な数の審査部会を置くものとする。

（審査部会の組織）

第20条 審査部会は、委員長が指名する1人以上の委員及び品質管理審査員の5人以上の構成員をもって組織する。

2 前項の品質管理審査員は、会長が常務理事会の議を経て会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。

3 委員長は、審査部会の構成員のうち、委員のうちから部会長（以下「審査部会長」という。）1人、品質管理審査員のうちから副部会長1人をそれぞれ指名する。

4 委員会は、審査部会に構成員のほか、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから専門部会員を若干人置くことができる。

（審査部会の招集）

第21条 審査部会は、審査部会長が招集する。

2 審査部会長は、審査部会を招集しようとするときは、各構成員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

（審査部会の議決）

第22条 審査部会は、構成員の過半数の出席がなければ審議することができない。

2 審査部会の議決は、出席した構成員の過半数をもってする。

（会則の準用）

第23条 会則第41条（議事の非公開）の規定は、審査部会について準用する。

（作業部会の設置）

第24条 委員会は、審議事項に関し必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名する委員及び品質管理審査員並びに会長が常務理事会の議を経て委嘱する会員（監査法人を除く。）をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の議を経て廃止するものとし、作業部会が廃止された日をもって作業部会の構成員としての任期は終了する。

4 委員長は、作業部会の構成員（委員に限る。）のうちから部会長を指名する。

第3節 レビューチーム

(レビューチームの職務)

第25条 委員会に、レビューチームを置く。

2 レビューチームは、委員会の指示に基づき、第18条の品質管理レビューに関する基準及び品質管理のレビューに関する手続に従って、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について調査を行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書及び必要に応じて改善勧告書その他委員会の審議に必要な資料を作成し、委員会に報告することを職務とする。

(レビューチームの組織)

第26条 レビューチームは、主席レビューアー、副主席レビューアー、主査レビューアー及びスタッフレビューアーをもって組織する。

2 主席レビューアー及び副主席レビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の管理に十分な実績及び経験をもつ者を会長が指名する。

3 主査レビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の実施に十分な実績及び経験を持つ者を会長が指名する。

4 スタッフレビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の実施に相当の実績及び経験を持つ者を会長が指名する。

5 レビューアーの任免は、会長が常務理事会の議を経て行う。

6 レビューアーの任期は原則2年とし、再任を妨げない。

第4章 補則

(法第49条の3の報告徴取等を受けた品質管理レビュー対象監査事務所)

第27条 法第49条の3第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出を行い、又は立入検査を受けた品質管理レビュー対象監査事務所は、当該報告若しくは資料の提出を行った日又は立入検査結果の通知日から1か月以内に、委員会に対し、当該報告書若しくは提出資料又は検査結果通知書の写し(次項において「関係資料」という。)を提出しなければならない。

2 委員会は、関係資料を、品質管理レビュー実施の際の参考資料としてのみ利用するものとする。

(雑則)

第28条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に係る様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成11年1月20日から施行する。

2 第13条及び第14条の規定にかかわらず、この細則施行後最初に開催される審議会は、本会の会長が招集し、審議会長決定までの間の審議会の議事を進行する。

附 則(平成16年4月6日改正)

この改正規定は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年6月13日改正)

この改正規定は、平成17年6月14日から施行する。

附 則(平成19年3月1日改正)

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日改正)

1 この改正規定は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この改正規定による改正後の第16条において準用する会則第139条の規定にかかわらず、施行日以後最初に委嘱する品質管理審査部会の委員並びに品質管理特定事案検討部会の構成員の任期は、施行日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。

3 会長は、施行日前においても、この改正規定による改正後の第11条第4項及び第14条第1項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。

附 則（平成27年 6 月17日改正）

- 1 この改正規定は、平成27年 6 月18日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の規定は、平成27年 7 月 1 日以後実施する品質管理レビューについて適用する。

附 則（平成27年 8 月 7 日改正）

この改正規定は、会則第 6 章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成27年 9 月17日）から施行する。

附 則（2020年 6 月 5 日改正）

- 1 この改正規定は、2020年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の品質管理委員会運営細則（以下「新細則」という。）の規定は、2020年 7 月 1 日以後手続を開始する品質管理レビューから適用し、同日以前に手続を開始する品質管理レビューについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会は、新細則第10条第 2 項から第 4 項までに規定する措置を決定するに当たり、施行日の前日までに実施した品質管理レビューの実施状況及び実施結果を通算することができる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、施行日の前日において、2019年 7 月22日廃止前の品質管理委員会規則第 9 条第 2 項の品質管理審査部会の審査、第 9 条の 2 第 2 項の準登録事務所登録審査部会の審査又は第10条第 2 項の品質管理特定事案検討部会の検討に付されている事案であり、審査又は検討が終了していないものは、新細則第19条第 2 項に規定する事案として施行日において審査部会の審査に付されたものとみなす。